

広島市条例第57号

平成24年12月18日

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム、婦人保護施設及び授産施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第5項に規定する授産施設を除く。以下同じ。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準)

第2条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準のうち軽費老人ホームに係るものは、次項から第8項までに規定するもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第2条から第39条まで及び附則第2条から第10条までに規定する基準とする。

2 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、その運営規程に次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 入所者の虐待の防止のための措置に関する事項
 - (2) 入所者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項
- 4 軽費老人ホームは、入所者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を入所者に代わって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、非常災害時の水、食料等の不足に備え、入所者、職員等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- 7 軽費老人ホームは、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。
- 8 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に対応するために、その職員以外の者を関与させるよう努めなければならない。

(婦人保護施設の設備及び運営の基準)

第3条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準のうち婦人保護施設に係るものは、次項から第7項までに規定するもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第2条から第15条までに規定する基準とする。

2 婦人保護施設は、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 入所者の虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関し重要な事項

3 婦人保護施設は、入所者の処遇の状況に関する帳簿をその完結の日から2年間保存しなければならない。

4 婦人保護施設は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

5 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者の秘密を漏らしてはならない。

6 婦人保護施設は、その職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

7 前条第2項及び第4項から第8項までの規定は、第1項の条例で定める基準のうち婦人保護施設に係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「軽費老人ホーム」とあるのは「婦人保護施設」と、同条第4項中「必要な金銭」とあるのは「必要な金銭（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第14条の2に規定する給付金を除

く。）」と、同条第8項中「提供したサービスに関する入所者及びその家族」とあるのは「行った処遇に関する入所者」と読み替えるものとする。

(授産施設の設備及び運営の基準)

第4条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準のうち授産施設に係るものについては、次項に規定するもののほか、広島市保護施設設備等基準条例(平成24年広島市条例第55号)第5条第1項の規定を準用する。

この場合において、同項中「条例」とあるのは「法第65条第1項に規定する条例」と、「次項に規定するもののほか、省令第2条から第8条まで及び第23条から第27条の2まで」とあるのは「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第2条から第8条まで(同令第5条第2項及び第6条の2第2項を除く。)及び第23条から第27条の2まで(同令第23条第2項を除く。）」と読み替えるものとする。

2 授産施設は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 第2条第3項及び第4項(第3条第7項において準用する場合を除く。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。